

第四章 同じ題目の続き

民主政や貴族政は、その本性によって自由な国家であるのではない。政治的自由は制限政体にのみ見出される。しかし、それは制限政体の国々に常に存在するわけではなく、そこで権力が濫用されないとみに存在する。しかし、およそ権力を有する人間がそれを濫用しがちなことは万代不易の経験である。彼は制限に出会うまで進む。信じられないことだが、徳でさえ制限を必要とするのである。

権力を濫用しないようにするためには、事物の配置によって、権力が権力を抑止するようにしなければならない。誰も法律が義務づけていないことをなすように強制されず、また、法律が許していないことをしないように強制されないような國制⁽¹⁾が存在し得るのである。

第五章 やまとまな国家の目的について

すべての国家が一般に自由を維持するという同じ目的をもつてゐるとはいえ、それぞの国家は自國に特別の目的をもつてゐる。拡大がローマの目的であり、戦争がスバルタのそれであり、宗教がユダヤ教の法律(律法)のそれであり、商業がマルセイユのそれであり、公共の静穏が中國の法律のそれであり⁽¹⁾、航海がロドス島民の法律のそれであり、自然の自由が未開人の組織⁽²⁾の目的であった。一般に、君公の悦楽が專制国家の目的であり、君公の榮光と國家の榮光とが君主政国家のそれである。各個人の独立がボーランドの法律の目的であり、そこから万人の抑圧が結果する⁽²⁾。

世界には、政治的自由を国制の直接目的とする國民もある。この國民がその政治的自由の基礎とする諸原理を検

裁判権力が立法権力や執行権力と分離されなければ、自由はやはり存在しない。もしこの権力が立法権力と結合されれば、公民の生命と自由に関する権力は恣意的となる。なぜなら、裁判役が立法者となるからである。もしこの権力が執行権力と結合されれば、裁判役は圧制者の力をもちうるのである。

もしも同一の人間、または、貴族もしくは人民の有力者の同一の団体が、これら三つの権力、すなわち、法律を作成する権力、公的な決定を執行する権力、犯罪や個人間の紛争を裁判する権力を行使するならば、すべては失われるであろう。

ヨーロッパの大部分の王国において、政体は制限的である。なぜなら、君公は最初の二つの権力をもつが、第三の権力の行使はその臣下に委ねてあるからである。トルコ人のもとでは、これら三つの権力は皇帝の一身に結合されて、おそれべき專制政治が支配してゐる。

イタリアの諸共和国では、これら三つの権力が結合されているので、自由はわれわれの諸君主政国家におけるよりも少ない。したがつて、その政体を維持するためには、トルコ人の政体と同様に暴力的な手段を必要とする。その証拠が國家秘密調査官⁽¹⁾であり、また、すべての密告者がいつでも告発状を投げ込める箱である。

これらの共和国における公民の状況がいかなるものとなりうるかを考えていただきたい。法律の執行者たる同一の役職者団体が、立法者として与えられた全権力をもつてゐる。この団体はその一般意思によつて国家を荒廃させるが、また、裁判権力ももつてゐるので、その個別意思によつて各公民を破滅させることもできる。

そこでは、全権力が一体となり、専制的な君公の存在を示す外面的な華麗さは全くないにしても、たゞ彼の存在が感じられる。

第六章 イギリスの国制について⁽²⁾

「耐しよう。それらの原理が優れていれば、自由は鏡に映るよう現われるであろう。

政治的自由を国制の中に見出すには、それほど苦労はない。自由をそれが存在するところで見ることができるとすれば、そして、それをすでに見出したとすれば、なにゆえそれを探し求める必要があろうか。

- (1) 外部に敵をもたないか、または、障壁によつて敵を阻止したと信じてゐる国家にとっては当然の目的である。
- (2) それは「自由な拒否権」①の不都合である。

各国家には三種の権力、つまり、立法権力(*la puissance législative*)、万民法に属する事項の執行権力および公

民法に属する事項の執行権力がある。

第一の権力によつて、君公または役人は一時的もしくは永続的に法律を定め、また、すでに作られている法律を修正もしくは廢止する。第二の権力によつて、彼は講和または戦争をし、外交使節を派遣または接受し、安全を確立し、侵略を予防する。第三の権力によつて、彼は犯罪を罰し、あるいは、諸個人間の紛争を裁く。この最後の権力を人は裁判権力(*la puissance de juger*)と呼び、他の執行権力を単に國家の執行権力(*la puissance exécutive*)と呼ぶであろう。

公民における政治的自由とは、各人が自己の安全についても確信から生ずる精神の静穏である。そして、この自由を得るために、公民が他の公民を恐れることのありえないような政体にしなければならない。

同一の人間あるいは同一の役職者団体において立法権力と執行権力とが結合されるとき、自由は全く存在しない。なぜなら、同一の君主または同一の元老院が暴君的な法律を作り、暴君的にそれを執行する恐れがありうるからである。

裁判権力が立法権力や執行権力と分離されなければ、自由はやはり存在しない。もしこの権力が立法権力と結合されれば、公民の生命と自由に関する権力は恣意的となる。なぜなら、裁判役が立法者となるからである。

他の二つの権力は、むしろ役職者または常設的な団体に与えてよいであろう。なぜなら、その一方の権力は国家の一般意思にほかならず、他方の権力はその一般意思の執行にほかならないので、およそ個人に対しても行使されるものではないからである。

しかし、裁判所が固定されていてはならないとしても、判決は、法律の正確な文面以外のものでは決してないと

もしこの権力が執行権力と結合されれば、裁判役は圧制者の力をもちうるのである。

もしも同一の人間、または、貴族もしくは人民の有力者の同一の団体が、これら三つの権力、すなわち、法律を作成する権力、公的な決定を執行する権力、犯罪や個人間の紛争を裁判する権力を行使するならば、すべては失われるであろう。

ヨーロッパの大部分の王国において、政体は制限的である。なぜなら、君公は最初の二つの権力をもつが、第三の権力の行使はその臣下に委ねてあるからである。トルコ人のもとでは、これら三つの権力は皇帝の一身に結合されて、おそれべき專制政治が支配してゐる。

イタリアの諸共和国では、これら三つの権力が結合されているので、自由はわれわれの諸君主政国家におけるよりも少ない。したがつて、その政体を維持するためには、トルコ人の政体と同様に暴力的な手段を必要とする。その証拠が國家秘密調査官⁽¹⁾であり、また、すべての密告者がいつでも告発状を投げ込める箱である。

これらの共和国における公民の状況がいかなるものとなりうるかを考えていただきたい。法律の執行者たる同一の役職者団体が、立法者として与えられた全権力をもつてゐる。この団体はその一般意思によつて国家を荒廃させうるが、また、裁判権力ももつてゐるので、その個別意思によつて各公民を破滅させることもできる。

そこでは、全権力が一体となり、専制的な君公の存在を示す外面的な華麗さは全くないにしても、たゞ彼の存在が感じられる。

そこでは、全権力が一体となり、専制的な君公の存在を示す外面的な華麗さは全くないにしても、たゞ彼の存在が感じられる。

第六章 イギリスの国制について⁽²⁾

「それゆえ、専制になろうと望んだ君公たちは、その一身に全役職を結合することから始めるのが常だった。ヨーロッパの多くの国王も、その国家の重要な全公職を一身に結合した。

イタリアの諸共和国の純粹な世襲貴族政は、アジアの專制政治に正確に対応するものではないと思う。役人が多數であることは、ときに役職を穩和なものとするし、すべての貴族が必ずしも同じ計画に協力するとはかぎらない。

そこでは、さまざまの裁判所が構成され、相互に緩和しあつてゐる。こうしてヴェネツィアでは大評議会が立法権力をもち、ブレガディが執行権力を、クラランティアが裁判権力をもつてゐる。しかし、悪いことには、これらの

さまざまな裁判所は同一の団体の役職者によつて構成されていて、ほとんど同一の権力となつてゐる。

裁判権力は常設的な元老院によく与えられるべきではない。それは、必要とされる期間だけ存続する裁判所を構成するために、人民の団体から、一年のある時期に、法律に規定された仕方で選ばれた人々によつて行使されるべきである。

このようにすれば、人々の間でひとく恐れられる裁判権力がある身分にも職業にも結びつけられないのでも、いわば眼に見えずに無となる。人は裁判役をいつも眼の前のことなく、裁判役職を恐れて、裁判役を恐れない。

重大な訴追においては、犯罪人が法律に合わせて自分の裁判役を選ぶことさえ必要である。あるいは、少なくとも裁判役の極めて多数を回避でき、残った裁判役が彼の選択によるものとみなされるようにならなければならない。

他の二つの権力は、むしろ役職者または常設的な団体に与えてよいであろう。なぜなら、その一方の権力は国家の一般意思にほかならず、他方の権力はその一般意思の執行にほかならないので、およそ個人に対しても行使されるものではないからである。

しかし、裁判所が固定されていてはならないとしても、判決は、法律の正確な文面以外のものでは決してないと